

## 消費生活の事故 100 選

## File4 折りたたみ式いすで指を切断

事故発生日	2012年5月5日	事故受付日	2012年7月13日
品名	いす(折り畳み式)		
事故通知内容	いすに座っていたところ、バランスを崩して後方に転倒した際、いすが閉じ、幼児が指を挟まれて切断した。		
事故原因	事故品に変形やがたつき等の異常はみられないことから、バランスを崩して後方に転倒した際にフレームパイプが折り畳まれ、指を挟んだものと推定される。		
再発防止措置	NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。なお、製造事業者は不明であった。		

引用元：SAFE-Lite(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

<https://safe-lite.nite.go.jp/detail/26667> (検索日：2022年10月23日)

## この事例の着目点

- ・折りたたみの構造がある製品は指の切断や裂傷等の事故が多い。
- ・使用時の折りたたみ部の状態。
- ・すき間のハザードは危険度が高い。

## 事例検討

本事例のほか、SAFE-Lite や他の事故データベースで「折りたたみ式」等のキーワードで検索すると、様々な事故が表示されます。これらの事故で負傷している箇所が多いのは指です。

## 折りたたみ製品で多い指の事故

第7回東京都商品等安全対策協議会<sup>i</sup>(平成19年度)は、「折りたたみ椅子等の安全確保について」を取り上げています。この会の最終報告書によると、事故が起きるのは大きく次の4つの場面です。

1. 収納するとき、折りたたむ作業中に自分や子どもの指等を挟む。
2. 設置するとき、開く作業中に指等を挟む。
3. 不意に転倒したとき、意図しない折りたたまれにより指等を挟む。
4. 開ききる前に着座しようとしたとき、指等を挟む。

いすに限らず、折りたたみの構造を持つ製品は、手を使って製品を折りたたみますので、折りたたみ部を開閉するときにはできる「すき間」に指等を挟みます。挟むスピード（勢い）が早ければ（強ければ）、強い力がかかかりますので、一瞬で切断されてしまうこともあります。

2022年10月には、折りたたみ式踏み台につかまり立ちをしていた乳児が、折りたたみ式踏み台にできていた隙間に手指の先端が挟まれ、切断したという事故が発生したことをうけて国民生活センターが実施した商品テストの結果が公表されました<sup>ii</sup>。商品テストの結果、折りたたみ式踏み台の天板と脚部の隙間に乳児の手指が入り、挟まれて受傷した可能性が考えられたとのことです。

### 着目すべきは使用時の折りたたみ部

前出の事故が起きる4つの場面に共通していることがあります。それは、折りたたみ部（すき間が開閉する部分）が開閉する動きが、作業員（使用者）が意図した動きと違ったときに事故が起きているということです。例えば、使用しようと製品の折りたたみ部を開いたとき、自分が思ったよりも勢いよく開いてしまった、折りたたみ部が開ききったと思って使用したら開ききっていなかったなどです。

本事例の場合はどうでしょう。事故原因には、「バランスを崩して後方に転倒した際にフレームパイプが折り畳まれ、指を挟んだもの」とあります。おそらく、この方が座ったいすは、ロックなどで開いた状態を固定する仕組みがなく、転倒した際に、たまたま閉じるほうに力がかかってしまい、フレームパイプが折りたたまれたと思われる。

このような事故事例をうけて、折りたたみ部が開ききるとカチッと音がしてロックされたり、指が挟まれないように折りたたみ部にカバーをつけたりするなど安全対策を施した製品もあります。

### 見えにくいすき間のハザード

2021年3月にJIS S 0121:2021「乳幼児に配慮した製品の共通試験方法—隙間・開口部による身体挟込み」が制定されました。この規格は、2011年に独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）が整理した「乳幼児の安全規格体系<sup>iii</sup>」をもとに整備を進めているグループ規格の一つです。

乳幼児の事故というと、浴室での溺水、睡眠時の窒息、食べ物や小部品の誤嚥による窒息がよく知られますが、niteの製品事故情報の分析により、すき間に関連する事故も多く発生していることがわかりました。

なぜ、すき間の危なさは語られてこなかったのでしょうか。それは、見えにくいからです。本事例で幼児が指を挟んだすき間は極小で、折りたたみ部の開閉により生じるものですから常に目に見えるものではありません。指を挟んで初めてすき間の存在を認識するのです。

\*\*\*\*\*

皆さんの周りには、どのような折りたたみ構造の製品がありますか。また、その製品の折りたたみ部を開閉し、どのような動きをするか、ロック機能はあるかなど、ぜひ実物を見ながら確認をしてみてください。

消費者庁や国民生活センターは、定期的に折りたたみ構造の製品に関する注意喚起を出しています。これらの内容の多くは、その名のとおり「注意喚起」です。しかし、実物を見てお気づきのよう、勢いをつけないと開閉しない製品、一瞬で開閉してしまう製品など使用者の操作でコントロールすることが困難な製品が多いのが現実です。

すき間の危険性への認知をあげることも必要ですが、開閉のスピードを使用者がコントロールしやすい、あるいは指はさみしやすい部分への保護がなされるなど、製品側の安全対策が進むことが事故予防には最も有益と考えます。

担当：所 真里子

---

i <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anken/kyougikai/h19/houkoku.html#isu>

ii 「樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに注意－乳幼児が手指の先を切断する事故が発生しています－」（2022年10月5日、国民生活センター）

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221005\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221005_1.html)

iii [https://www.nite.go.jp/jiko/s\\_standard/common.html#an7](https://www.nite.go.jp/jiko/s_standard/common.html#an7)